

「地域連続法話会」の助成について【実施要項】

宗門においては、慶讃法要をお迎えする2022年度までの4年間、慶讃事業の重点教化施策の1つである寺院活性化の取り組みを推進してまいります。

寺院活性化支援室 過疎・過密地域寺院教化支援では、真宗の教えとの出遇いの場、寺院が共同して聞法の間を開く取り組みが推進されることを願い、地域連続法話会の開催に対しての助成を行います。

- 1 期 間 2019年度から2022年度
- 2 対 象 国の「過疎地域自立促進特別措置法」において、過疎地域、みなし過疎及び一部過疎に指定された市町村に属する寺院。
- 3 内 容 3カ寺以上の寺院が共同して同朋の会や法座を開き、同一講師が連続して出向する。
※講師は主催者に選定いただきます。
- 4 助 成 50,000円（1年度1カ所1回）
※2020年度まで講師謝礼を除く旅費及び宿泊費（宗務所旅費内規に基づき算出）としておりましたが、開催準備に係る経費も含め助成をしてほしいとの要望を受け改定しております。
- 5 申込方法 開催の1カ月前までに、「地域連続法話会」助成申請書を所轄教務所に提出してください。助成目的に合致しない場合や、申請締切を越えた場合は交付できません。
- 6 その他 （1）開催当日の取材をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。
（2）開催の検討、準備のご相談も受け付けます。企画調整局までご連絡ください。

【お問い合わせ】

企画調整局内 寺院活性化支援室 過疎・過密地域寺院教化支援担当

TEL 075-371-9208

以 上